

重要事項説明書 令和7年4月現在

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号：042-768-0534

担当者：管理者 新井田 佳奈子

※ご不明な点は何なりとお尋ね下さい

1 事業者の概要

(1) 設置主体の概要

事業者名称	社会福祉法人さがみ愛育会
所在地	〒252-0206 相模原市中央区淵野辺1-16-5
電話番号	042-768-0534
代表者	理事長 小林 祐子
設立年月日	昭和23年6月

(2) 事業所概要

事業所名称	社会福祉法人さがみ愛育会悠々デイサービスセンター
所在地	〒252-0206 相模原市中央区淵野辺1-16-5
設立年月日	平成7年5月
事業所番号	1472600152
電話番号	042-768-0534
サービス提供地域	相模原市中央区淵野辺、淵野辺本町、矢部、矢部新町、上矢部、共和、鹿沼台、東淵野辺、由野台
単位数ならびに定員	1単位 25名 (通所サービス、第1号通所事業サービスを一体的に行っていきます。)
営業日	月曜日～土曜日、祝祭日も営業(但し、12月29日～1月3日は休業)
営業時間	午前8時～午後17時30分 サービス提供時間 9時15分～16時20分
管理者	新井田 佳奈子

※事業所の休業について、12月29日から、1月3日は休業となります。また、災害や台風、降雪により介護、送迎が困難と判断した場合、予告なく休業とさせて頂きます。
その場合、電話連絡により、中止を通達します。

2 職員体制（兼務含む）

職員	常勤	非常勤	合計
管理者	1名	0名	1名
生活相談員	1名	0名	1名
看護師	0名	3名	3名
介護職員	5名	0名	5名

3 事業所の設備

食堂	1室	浴室	1室
機能回復訓練室	1室	相談室	1室
静養室	1室	事務室	1室

4 事業の目的

社会福祉法人さがみ愛育会が設置する「悠々デイサービスセンター」（以下は事業者という。）において実施する、指定通所介護事業（以下は事業という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下は従事者という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切に通所介護サービスを提供することを目的とします。

5 運営の方針

- (1) 通所サービスの提供にあたって、要介護状態の利用者に、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。利用者の要介護（要支援）状態及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。利用者の要介護（要支援）状態及び事業対象者の悪化防止及び軽減、その予防に資するよう、目標を設定して、計画的に実施するものとします。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者との連携に努めます。
- (4) 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報を提供します。
- (5) 第5項の他に、「相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定められた事項を遵守します。

る基準を定める条例」、「相模原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所介護相当サービス事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

6 職員の職種及び職務内容

- (1) 管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。法令等において、規定された指定通所介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項についての指導を行う。
- (2) 生活相談員は、利用申し込みに係る調整、通所介護計画書の作成、相談業務。その他必要な業務
- (3) 看護師は、日常生活上の健康管理、相談、心身機能の低下防止及び維持回復を図るための訓練の実施、口腔機能向上を目的として、口腔内清掃の指導・訓練、個別機能訓練計画書作成、その他必要な業務
- (4) 介護職員は、日常生活上の介護、その他必要な業務

7 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

- (1) <送迎>…身体状況の合った車輛に配慮し、安全に送迎を行います。朝は8時20分～9時10分頃までにお迎えし、帰りは17時15分頃までにお送りする予定ですが、当日の利用人数、天候、交通事情等により変更になります。
- (2) <食事>…食事は外部に発注を行っていますが、可能な限り身体状況に配慮し、その状況に応じた食事形態で提供します。
- (3) <入浴>…身体状況に配慮し、入浴を提供します。体調不良の場合には、入浴の中止または清拭のみとサービスを変更することがあります。
- (4) <介護>…更衣、排泄、食事等の解除、移動等の必要な介護を提供します。
- (5) <機能訓練>…個別に心身状況を踏まえ、機能訓練を提供します。日常生活や各種レクレーション等を通して、機能回復またはその減退を防止します。
- (6) <生活相談>…日常生活に関する様々な相談に応じ、必要な援助を行います。
- (7) <健康管理>…看護師により健康チェックを行い、健康相談に応じます。

8 サービス利用料金（別紙：令和3年10月改定料金表参照）

- (1) 利用料金については、介護保険報酬加算単価を基にして、計算した金額を支払うものとします。

(2) 利用料金の支払い方法

サービス利用料金の支払いについては、事業者が指定する金融機関の口座から、利用の翌月末（27日）に自動的に振替える方法か直接支払う方法より選択し、お支払い頂きます。口座振替の場合には、口座振替申込書のご記入をお願いします。

契約時の利用料

利用者氏名	様	
要介護度	基本単位数	単位（1日につき）
実施加算項目 入浴介助加算	40 単位	あり・なし
口腔機能向上加算	150 単位	あり・なし
つきに係る利用料	円（食費込み）	

利用者が1カ月に支払う利用料金の計算方法

基本単位数に応じた利用者負担額に実施予定の加算項目（口腔機能向上加算）に応じた利用者負担額とサービス提供体制加算、中重度ケア体制加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算を算定して地域区分を乗じた金額に利用した回数の食事代が1カ月にかかる利用料金になります。ただし、本人様の希望により利用した介護保険給付対象外の費用につきましては上記利用料金の他別途徴収させて頂きます。

※介護報酬告示上の額に対して介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いをうけるものとする。

※紙オムツ、大糞創膏等その他の介護保険給付対象外の費用については、利用事に別途係ります。

※介護保険制度の改正、介護報酬の改正など諸法令の改正に伴い、利用料金が変更になった場合は、その基準に準じて利用料金を徴収します。

9 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けられるように留意します。

10 衛生管理

(1) 事業者は、利用者が使用する施設、食器等の備品または飲料水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上、必要な措置を講じます。

- (2) 事業所において、感染症の予防を徹底し、発生した際には、まん延を防げるよう必要な措置を講じるとともに、保健所の助言、指導を求めるとしています。

1.1 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.2 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の欲求等性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除時の措置を講じます。

1.3 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、定期的（年2回）な防災訓練を従事者、利用者とともにを行い、非常災害に備えます。

1.4 業務継続に向けた取り組み

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.5 事故時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供中、利用者に対する事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故発生後の対応について記録します。
- (2) 利用者に対するサービスの提供中、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合、利用者及びその家族に対して、その損害を賠償します。

1.6 相談・苦情申し立て

- (1) 利用者は事業者に対して、サービス利用に関する、相談・苦情等を申し立てることができます。

相談・苦情の窓口担当	管理者 新井田 佳奈子
苦情解決責任者	所長 新井田 佳奈子
電話番号・受付時間	042-768-0534 月～土 8:00～17:30

- (2) 事業者は、利用者からの苦情などに迅速に対応するため、第三者による苦情を申し立て制度を設置して利用者の苦情などに適切に対応します。

『第三者委員』

新倉 誠 (社会福祉法人さがみ愛育会監事)
武石 宣子 (和泉短期大学教授)
手塚 友子 (横浜短期大学教授)

(3) 公的機関においても次の機関にて相談・苦情等を申し立てることができます。

相模原市福祉基盤課 指定・指導班 電話番号 042-707-7046

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係

電話番号 042-329-3447

(4) 事業者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合、当該指導または助言に従い、必要な改善を行うものとします。

1.7 虐待の防止

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

(1) 虐待の未然の防止

(2) 虐待等の早期の発見

(3) 虐待等への迅速かつ摘世知な対応

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

② 虐待の防止のための指針の整備

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

虐待防止検討委員会責任者	管理者 新井田 佳奈子
電話番号・受付時間	042-768-0534 月～土 8:00～17:30

1.8 個人情報の保護

(1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び構成労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

(2) 事業者が知り得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、医療機関や居宅介護支援事業者等の第三者への情報提供については必要に応じて了解を得るものとします。

19 教育

事業所は、介護従事者等の質的向上を図るため研修機会を設け、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後3か月
- (2) 継続研修 年3回

20 介護人材確保・職場環境改善等事業の取り組みについて

事業所は、職場環境改善等に向けて、以下の取り組みを実施します。

- (1) 業務改善活動の体制構築
- (2) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取り組み

21 その他運営に関する重要事項

この規定に定める事項の外、運営に関する事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

通所介護サービスの契約にあたり、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人さがみ愛育会 悠々デイサービスセンター
説明者 印

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者がそれぞれ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者（利用者） 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人（家族等） 住所 _____

氏名 _____ 印 繰柄 _____

事業者 <所在地> 相模原市中央区淵野辺1-16-5

<代表者> 社会福祉法人さがみ愛育会

所長 新井田 佳奈子

<事業者名> 社会福祉法人さがみ愛育会

悠々デイサービスセンター

個人情報使用同意書（通所介護）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要限度の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービスを円滑に提供するために実施する担当者会議等において必要な場合
- (2) 体調の急変での緊急時、医療従事者に対して

2. 使用する範囲

利用者またはその家族に対して、サービス提供または相談援助を担当する従業者及び利用者の担当医並びに関係医療機関

3. 使用する機関

- (1) この契約期間は 令和 年 月 日 から利用者の要介護の認定有効期間満了の日までとします。
- (2) 契約満了の1週間前までに利用者から事業所に対して文書または口頭での契約終了の申し出がない場合、自動更新されるものとします。

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることのないようも細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記録しておくこと
- (3)

令和 年 月 日 通所介護事業所 悠々 新井田 佳奈子 殿

上記のとおり個人情報使用について同意致します。

契約者（利用者） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人（家族等） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____
以上